

国民生活センター・消費生活センターと食品安全委員会委員との懇談会

1. 日 時：平成15年8月29日（金）14：00～15：30

2. 場 所：食品安全委員会中会議室

3. 出席者：

・国民生活センター 理事	川本 敏
・国民生活センター 消費者情報部調査役	宮内 良治
・国民生活センター 商品テスト部調査役	宗林 さおり
・(社)北海道消費者協会商品テスト部長	河道前 伸子
・千葉県環境生活部県民生活課消費者行政推進室長	行木 元
・板橋区区民文化部生活文化課長	細川 年幸
・板橋区消費者センター所長	林 房子
・(社)全国消費生活相談員協会 理事	鴨木 房子
・(社)全国消費生活相談員協会 会員 (船橋市消費生活センター相談員)	谷 敬子
・(社)全国消費生活相談員協会 会員 (国民生活センター相談部相談員)	小坂 潤子

(敬称略)

< 食品安全委員会委員 >

寺田委員長、寺尾委員長代理、小泉委員、見上委員

< 食品安全委員会事務局 >

梅津事務局長、一色事務局次長、藤本勸告広報課長、
西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

< 内閣府国民生活局 >

永谷国民生活局長、田口大臣官房審議官、中村消費者企画課長

4. 議 事 (司会：西郷リスクコミュニケーション官)

- (1) 委員長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 出席者紹介
- (4) 意見交換

5. 意見交換の主な内容 (: センター側発言 : 委員及び事務局側発言)

< 健康食品について >

健康食品に関する危害情報が多いが、危害情報を確認した場合どのような対応を行っているのか。

相談内容を精査した上で厚生労働省への情報提供や記者発表をしている。

消費者の体調不良と健康食品との因果関係を国民生活センターで究明することは難しい。相談においては、まずは最寄の保健所に連絡するようにと話をしている。

食品による健康被害について、被害のみの公表だと被害をもたらす製品が市場に出回っているにもかかわらず消費者はどの製品なのかわからないので、健康被害が起こった場合には、該当商品の製造企業名も含めて、情報提供をしていくことが重要である。

健康食品で効能効果をイメージさせる商品については、すべて過剰摂取について注意喚起する必要がある。

健康食品については、事業者の中でも知識の差が大きいという現実があるのでメーカーへの教育も必要である。

健康食品について消費者は表示を見て、健康に良いと言われる成分が多く入っていさえすれば高価な食品でも買っているのが現状である。リスク評価なしに表示が一人歩きしている面もあるので、食品安全委員会には健康食品の安全性評価をしっかりとやってほしい。

<リスク評価について>

リスク評価を行うとき、(リスク管理機関所属の)試験検査機関に依頼するのか。

委員会が試験研究機関に試験を依頼することもあり、このための予算上の措置はなされているところである。

消費者は、食品のリスクについて、どれくらいのリスクがあるのかと定量的に捉えるのではなく、リスクが存在するのかもしれないのかと定性的に捉えて安全性を判断する傾向がある。

評価については、優先順位をつけて対応する予定であるが、消費者も自分の食べている物については自分で考えることも重要であると思う。生産現場と消費現場の距離が離れすぎていることで、何を食べているかわからない時代となっている。

消費者の食に対する知識が乏しい状態で自己責任は難しいのではないだろうか。

<危害情報一般等について>

食料品の危害内容の中には、火傷等商品の取り扱いに関するものも入っているが、商品自体が悪い例なのか、商品の扱い方が悪かった例なのか。

両方のケースがある。一応受理した上で、商品の誤使用なら指導しているが、消費者自身が誤った使用をした場合に電話してくるケースは少ない。商品に問題があると消費者が不満を持っている場合の問い合わせがほとんどである。

相談件数が増加しているのは、どういう要因があるのか。

食品事故などの事件に伴う問い合わせの増加もあるが、全体として相談件数は増加傾向にある。

健康食品等で危害情報が得られた場合、メーカーには通報しているのか。

危害情報が寄せられた商品に関してテストを行って結果を得た後、必要に応じ、メーカーに注意を促したり、関係業界やリスク管理機関に要望書を提出している。

注意してメーカーは改めるのか。

国民生活センターの商品テスト結果については納得してもらえない場合もあるがだい

たいの企業が認めてくれる。商品によって違うが、販売自粛などの対応がなされたり、業界の方で自主規格を作るなどの場合もあり、一定の効果はあるものと考えている。